

第67期

第67回定時株主総会招集ご通知添付書類

報 告 書

自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日



鬼怒川ゴム工業株式会社

目次

(第67回定時株主総会招集ご通知添付書類)

営 業 報 告 書	1
貸 借 対 照 表	8
損 益 計 算 書	9
利 益 処 分 案	12
会計監査人の監査報告書謄本	13
監査役会の監査報告書謄本	14
連 結 貸 借 対 照 表	15
連 結 損 益 計 算 書	16
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会計監査人の監査報告書謄本	20
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監査役会の監査報告書謄本	21
メ	モ	欄.....22
会 社 の 概 要	24
株 主 メ	モ25

営業報告書

(自 平成17年4月1日)
(至 平成18年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、公共投資が総じて低調に推移しているものの、好調な企業収益に支えられ設備投資は引続き増加しており、個人消費も底堅く推移するなど、景気は着実な回復基調にあります。しかしながら、原油価格の高騰による原材料価格の上昇が続き、年金問題や税負担の増加など、先行きにはなお不安感を残したまま推移いたしました。

自動車部品業界におきましては、自動車メーカーのグローバル生産は一段と加速しており、それに伴う受注・生産活動での競争は熾烈化を極めております。

このような状況のなか、当社は静粛性の向上や軽量化を実現した高性能車体シール部品の開発、新押出工法の導入による生産性向上等、数々の新材料や新工法を積極的に開発し、自動車メーカーへの提案と販売拡大に努めてまいりました。

また、地球環境保護等の社会的な責任に応えるため、有機溶剤を使用しない塗料や接着剤の開発、リサイクルを前提とした高機能性樹脂材料の開発を進めております。

これらの独自技術は、当社の非自動車戦略製品である「OA・IT機器用ゴムローラー部品」などの高性能化やコストダウンにも応用されております。

この結果、国内では販売価格の低下はあるものの得意先の新車投入効果による生産の拡大、新規自動車メーカーへの拡販、また海外では米国・アセアンの自動車生産の増加に伴う売上高の増加などにより、当期の連結売上高は648億2千2百万円（前期比5.4%増）となりました。

製品別の売上高は、次のとおりであります。

製品別売上高	第 67 期		第 66 期	
	百万円	%	百万円	%
1. 自動車用部品	57,283	88.4	57,076	92.8
車体部品(ドアシール・ガラスラン等)	25,492	39.3	26,390	42.9
防振部品(エンジンマウント・ブッシュ等)	11,613	17.9	10,908	17.7
ホース部品(エアダクト・フューエルホース等)	9,029	13.9	8,247	13.4
艀装部品(マッドガード・フロアマット等)	4,961	7.7	5,354	8.7
ブレーキ部品(カップ・ピストンシール等)	3,161	4.9	3,242	5.3
小物部品(ブーツ・グロメット等)	1,694	2.6	1,849	3.0
バンパー部品(バンパー・エアスポイラー等)	1,330	2.1	1,084	1.8
2. その他製品(建設機械用部品、ゴム精練等)	5,817	9.0	2,536	4.1
3. その他事業(運輸・倉庫業、金型製造等)	1,721	2.6	1,903	3.1
合 計	64,822	100.0	61,516	100.0

損益面につきましては、当連結会計年度からポストNP活動（購買コスト削減活動）として新たにスタートした「NP-II活動」がほぼ計画を達成したこと、前連結会計年度に厚生年金基金代行部分を返上したことによる退職給付費用の軽減などにより、労務費・経費などの削減効果をあげることができましたが、原油価格高騰に伴う原材料価格の上昇、繁忙を極めた米国子会社の生産トラブルなどにより、連結営業利益は13億8千8百万円（前期比16.4%減）、連結経常利益は16億3千5百万円（前期比10.3%

増)となりました。連結当期純利益につきましては、子会社の構造改革損失の計上、中国子会社の台風による水害損失などにより、3億1千6百万円(前期比19.3%減)となりました。

なお、当連結会計年度の主なトピックスは、以下のとおりであります。

- 1) 平成17年5月、非自動車商品の拡販を目的とした事業戦略の一環として、「八洲ゴム工業(株) (埼玉県越谷市)の全株式を取得し、連結子法人等といたしました。
- 2) 平成17年7月、中国の子会社「天津星光橡塑有限公司」は、持分の一部譲渡により当連結会計年度より連結子会社から、持分法適用関連会社となりました。
- 3) 平成17年10月、中国の子会社「福州福光橡塑有限公司」は、台風に伴う水害により、原材料・製品・製造設備の大部分が水没する被害を被りましたが、グループを挙げて復旧作業に取り組み、約1ヶ月半で復旧いたしました。この水害による直接の損失額は、約1億円であります。
- 4) 平成18年2月、中国の子会社「福州福光橡塑有限公司」は、広州市花都区にある第二工場の建屋増設工事を完了し、平成18年6月の稼動を目指して設備の設置などの準備を進めております。

(2)企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、得意先のモデルチェンジに対応した機械装置・金型等総額33億円を実施いたしました。

(3)企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は実施しておりません。

なお、資金調達の安定性と機動性を確保するため、当期末現在40億円の特定融資枠(コミットメント・ライン)契約を締結しております。

(4)企業集団が対処すべき課題

今後につきましては、世界経済は着実な回復が予想され、わが国においては、原油価格の動向に対する懸念等があるものの、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと予想されます。

自動車業界におきましては、今後とも自動車メーカーの海外生産は益々増加していくことが予想され、当社の属する自動車部品業界では、開発競争、価格競争はグローバルレベルで一層激化していくものと思われまます。

このような経営環境のもと、当社は、魅力ある商品開発を進め、得意先の受注増大はもとより新規自動車メーカーへも積極的に拡販を図り、非自動車分野におきましても、固有の技術を磨き、既存商品の売上増大とバリエーションの拡大を図ってまいります。また、中・長期的に増収・増益基調とするためにアライアンスやM&Aの活用も積極的に進めてまいり所存です。

(5) 企業集団の業績及び財産状況の推移

区 分	平成14年度 (第64期)	平成15年度 (第65期)	平成16年度 (第66期)	平成17年度 (第67期)
売 上 高	53,521百万円	52,544百万円	61,516百万円	64,822百万円
当 期 純 利 益	642百万円	2,294百万円	392百万円	316百万円
1株当たり当期純利益	9.56円	33.97円	5.84円	4.71円
総 資 産	41,919百万円	43,024百万円	49,727百万円	49,858百万円
純 資 産	7,841百万円	9,949百万円	9,959百万円	10,437百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、第65期より役員賞与を控除して算出しております。
2. 第66期は、厚生年金基金代行部分返上益1,071百万円を特別利益に計上しております。
3. 当社は、第66期から「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。第65期以前の数値につきましては同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものでありますが、当該数値につきましては証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。

(6) 当社の業績及び財産状況の推移

区 分	平成14年度 (第64期)	平成15年度 (第65期)	平成16年度 (第66期)	平成17年度 (第67期)
売 上 高	38,607百万円	36,829百万円	38,453百万円	40,226百万円
当 期 純 利 益	755百万円	1,727百万円	2,104百万円	△ 953百万円
1株当たり当期純利益	11.24円	25.54円	31.30円	△ 14.19円
総 資 産	33,710百万円	33,507百万円	35,273百万円	34,545百万円
純 資 産	8,024百万円	9,829百万円	11,632百万円	10,469百万円

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 なお、第65期より役員賞与を控除して算出しております。
3. 第66期は、厚生年金基金代行部分返上益1,071百万円を特別利益に計上しております。
4. 第67期は、投資評価引当金繰入額2,208百万円を特別損失に計上しております。

2. 企業集団及び会社の概況 (平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは自動車並びにその他の使用に供するゴム及び合成樹脂製品の製造販売を主な内容とした事業活動を展開しております。

(2) 企業集団の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
当 社 本 社	千葉県千葉市	当 社 真 岡 事 業 所	栃木県真岡市
(株)キヌガワ郡山	福島県郡山市	ナリタ合成(株)	千葉県成田市
(株)キヌガワ大分	大分県中津市	帝 都 ゴ ム (株)	埼玉県入間市
(株)キヌガワ防振部品	栃木県真岡市	TEPRO, INC.	米国テネシー州
(株)キヌガワプレーキ部品	栃木県真岡市	中光橡膠工業股份有限公司	台湾桃園県
佐藤ゴム化学工業(株)	千葉県成田市	福州福光橡塑有限公司	中国福建省

(3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 160,000千株
② 発行済株式の総数 67,299千株
③ 株主総数 8,483名
(前期末比 180名増)
④ 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
日産自動車株式会社	13,627	20.43	—	—
東洋ゴム工業株式会社	8,000	11.99	50	0.02
日本証券金融株式会社	2,775	4.16	—	—
日本生命保険相互会社	1,793	2.69	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,354	2.03	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	1,336	2.00	—	—
大和生命保険株式会社	890	1.33	—	—
株式会社損害保険ジャパン	867	1.30	—	—
株式会社りそな銀行	815	1.22	—	—
鬼怒川ゴム工業従業員持株会	666	1.00	—	—

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

- ① 取得株式
普通株式 19,787株
取得価額の総額 5,098千円
② 処分株式
該当はありません。
③ 決算期末における保有株式
普通株式 97,525株

(5) 企業集団の従業員の状況

- ① 企業集団の従業員数 3,308名
② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
342	16	42.3	17.9

(6) 企業結合の状況

① 日産自動車株式会社との関係

日産自動車株式会社は、当社の株式を13,627千株（議決権比率20.43%）を所有しており、当社の売上高の29.1%は同社へのものであります。

② 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キヌガワ郡山	100百万円	100.0%	自動車用ゴム製品の製造・販売
株式会社キヌガワ大分	100百万円	100.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
株式会社キヌガワ防振部品	100百万円	100.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
株式会社キヌガワブレーキ部品	100百万円	100.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
佐藤ゴム化学工業株式会社	100百万円	100.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
ナリタ合成株式会社	70百万円	100.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
帝都ゴム株式会社	533百万円	67.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
ケイジー物流株式会社	100百万円	100.0	運送・荷役・保管業、消耗品販売
株式会社キヌテック	100百万円	100.0	金型、治工具等の製造・販売
エスイーシー化成株式会社	100百万円	100.0	ゴム精練生地の製造・販売
八洲ゴム工業株式会社	80百万円	100.0	建設機械用ゴムホースの製造販売
TEPRO, INC.	40,000千US\$	100.0	自動車用ゴム製品の製造・販売
中光橡膠工業股份有限公司	261,004千NT\$	75.6	自動車用ゴム製品の製造・販売
星光橡塑發展有限公司	56,456千HK\$	—	中国における子法人等の持株会社
福州福光橡塑有限公司	68,509千RMB	26.7	自動車用ゴム製品の製造・販売
キヌガワタイランドCO., LTD.	100,000千パーツ	75.0	自動車用ゴム製品の製造・販売

(注) 1. 星光橡塑發展有限公司は中光橡膠工業股份有限公司が議決権比率の100.0%を保有していることにより、当社の子法人等となります。

2. 福州福光橡塑有限公司は星光橡塑發展有限公司が議決権比率の71.7%、当社が26.7%を保有していることにより当社の子法人等となります。

③ 重要な企業結合の経過

1. 八洲ゴム工業(株)の株式を取得したことにより、同社は連結子法人等となりました。
2. 天津星光橡塑有限公司は、平成17年7月1日付で連結子法人等から持分法適用関連会社となりました。

④ 重要な企業結合の成果

連結子法人等は16社（前期16社）、持分法適用会社は2社（前期1社）であります。当連結会計年度の売上高は648億2千2百万円となり前期に比べ5.4%増加し、当期純利益は3億1千6百万円と前期に比べ19.3%減少しました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほコーポレート銀行	千円 3,201,000	千株 1,336	% 2.00
株式会社りそな銀行	2,453,750	815	1.22
日本政策投資銀行	1,328,200	—	—

(8) 取締役及び監査役

役名	氏名	担当または主な職業
※ 取締役社長	富田 淳一	経営企画室、品質保証部、環境リサイクル推進室、管理本部総務人事部、同真岡事業所、同経理・情報システム部管掌、管理本部長委嘱
常務取締役	武政 茂明	調達本部調達企画部、同部品調達部、同資材調達部管掌、調達本部長、第三事業部門長委嘱
常務取締役	増井 俊彦	生産本部生産管理部、同生産技術部担当、生産本部長(防振)、第二事業部門長委嘱
常務取締役	岩井 日出男	営業本部営業企画部、同営業部管掌、開発本部技術開発部、同設計部担当、営業本部長、開発本部長委嘱
常務取締役	及川 洋二	生産本部生産管理部、同生産技術部担当、生産本部長(除、防振)、第一事業部門長委嘱
監査役	神沢 学	常勤
監査役	日野原 利彦	
# 監査役	田邊 直通	
# 監査役	宮本 潔	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 監査役のうち、田邊 直通及び宮本 潔の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
 3. #印は平成17年6月29日開催の第66回定時株主総会において、新たに選任された監査役であります。
 4. 当期中に退任した監査役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任年月日
監査役	中鉢 隆史	平成17年6月29日(退任)
監査役	森 莊太郎	平成17年6月29日(退任)

(9) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

取締役 5名 79,050千円
 監査役 6名 28,590千円

- (注) 1. 上記のほか退任監査役2名に対し3,160千円の退職慰労金を支払っております。
 2. 当社には使用人兼務取締役はおりません。

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
21,000千円
- ② 上記①の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
21,000千円
- ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額
21,000千円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(千円未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,100,864	流動負債	15,209,309
現金及び預金	461,672	支払手形	2,373,836
受取手形	315,901	買掛金	3,448,304
売掛金	8,403,424	短期借入金	4,900,000
製品	202,653	1年内返済の長期借入金	2,702,950
原材料	40,602	未払金	222,140
仕掛品	71,165	未払費用	690,201
貯蔵品	35,325	未払法人税等	408,756
未収入金	1,875,828	設備支払手形	377,473
立替金	402,161	その他の流動負債	85,645
関係会社貸付金	1,135,672		
前払費用	32,407	固定負債	8,867,433
繰延税金資産	185,402	長期借入金	5,775,400
その他の流動資産	18,647	再評価に係る繰延税金負債	1,151,219
貸倒引当金	△ 80,000	退職給付引当金	1,819,924
固定資産	21,444,929	役員退職慰労引当金	120,890
有形固定資産	14,107,216	負債合計	24,076,743
建物	3,718,078		
構築物	208,206	(資本の部)	
機械及び装置	3,257,295	資本金	5,654,585
車両運搬具	9,241		
工具器具及び備品	1,489,219	資本剰余金	1,626,198
土地	5,130,662	資本準備金	1,626,198
建設仮勘定	294,513		
無形固定資産	424,835	利益剰余金	1,505,171
営業権	150,000	任意積立金	1,100,000
ソフトウェア	251,684	別途積立金	1,100,000
施設利用権等	23,150	当期未処分利益	405,171
投資その他の資産	6,912,877	土地再評価差額金	1,691,298
投資有価証券	71,825	その他有価証券評価差額金	9,322
関係会社株式	6,606,877	自己株式	17,524
関係会社長期貸付金	63,000	資本合計	10,469,051
繰延税金資産	144,147		
その他	82,027	負債及び資本合計	34,545,794
貸倒引当金	△ 55,000		
資産合計	34,545,794		

損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(千円未満切捨て)

科		目	金 額	
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		40,226,008
		売上高	40,226,008	
		営業費用		38,382,101
		売上原価 販売費及び一般管理費	35,653,071 2,729,030	
		営業利益		1,843,906
	営業外 損益 の部	営業外収益		1,844,839
		受取利息	27,972	
		受取配当金	73,981	
		資産賃貸料	1,541,812	
		その他の営業外収益	201,072	
営業外費用			1,696,465	
	支払利息	199,121		
	賃貸諸費用	1,475,369		
	その他の営業外費用	21,975		
	経常利益		1,992,281	
特別 損益 の部	特別利益		156,728	
	固定資産売却益	476		
	投資有価証券売却益	13,855		
	関係会社株式売却益	78,646		
	前期損益修正益	43,350		
	その他の特別利益	20,400		
	特別損失		2,479,096	
	固定資産廃却損	40,695		
	固定資産売却損	219,585		
	投資評価引当金繰入額	2,208,000		
その他の特別損失	10,814			
税引前当期純損失			330,087	
法人税、住民税及び事業税			710,540	
法人税等調整額			△ 86,926	
当期純損失			953,700	
前期繰越利益			1,114,750	
土地再評価差額金取崩額			244,121	
当期末処分利益			405,171	

(注) 1. 関係会社との取引高

売上高	14,675,014千円
仕入高	15,622,881千円
金型等の購入	931,696千円
資産賃貸料	1,458,424千円
営業取引以外の取引高	145,960千円

2. 1株当たり当期純損失 14円19銭

注記事項 重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価方法及び評価基準
 - 製 品……………総平均法による低価法
 - 仕 掛 品 ・ 原 材 料……………総平均法による原価法
 - 貯 蔵 品……………最終仕入原価による原価法
2. 有価証券の評価方法及び評価基準
 - 子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 時 価 の あ る も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により
処理し、売却原価は移動平均法によ
り算定)
 - 時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
定率法によっております。ただし、工具器具及び備品のうち金型、㈱キヌガワ郡山へ貸与の有形固定資産及び平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法によっております。また、機械及び装置のうち合成樹脂製品製造装置については耐用年数6年(法人税法8年)を採用し、その他は税法上の耐用年数及び残存価額を採用しております。
 - ②無形固定資産
定額法によっております。なお、営業権については商法施行規則に規定する最長期間(5年)で均等償却、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - ③少額減価償却資産
取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年で均等償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
 - ②投資評価引当金
関係会社への投資に対する損失に備えるため、資産内容等を検討して計上しております。
 - ③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については12年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法によりそれぞれ発生した事業年度から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
 - ④役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計
 - ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。ただし、ヘッジ会計の要件を満たしており、さらに想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金と同一である金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘ ッ ジ 手 段……………金利スワップ取引
 - ヘ ッ ジ 対 象……………借入金の支払金利

③ヘッジ方針

金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によるおります。

8. 計算書類等の作成

商法施行規則第48条第1項の「関係会社特例規定」を適用しております。また、商法施行規則第200条の規定に基づき、一部財務諸表等規則の定めによるおります。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表の注記

- (注) 1. 関係会社に対する短期金銭債権 6,975,370千円
 関係会社に対する長期金銭債権 63,000千円
 関係会社に対する短期金銭債務 1,828,521千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 36,067,283千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等をリース契約により使用しております。
4. 担保に供している資産
- | | | |
|-----|---------------|-------------|
| 建 | 物 | 3,147,485千円 |
| 構 | 築 | 164,762千円 |
| 機 | 械 及 び 装 置 | 1,026,321千円 |
| 工 | 具 器 具 及 び 備 品 | 33,354千円 |
| 土 | 地 | 4,883,870千円 |
| 投 | 資 有 価 証 券 | 25,750千円 |
| 関 | 係 会 社 株 式 等 | 121,592千円 |
| 合 計 | | 9,403,136千円 |
5. 関係会社株式については、投資評価引当金2,208,000千円を控除して表示しております。
6. (1) 債務保証 2,007,518千円(外貨額 12,930千米ドル)
 (外貨額 25,000千台湾元)
 (外貨額 6,000千人民元)
 (外貨額 16,000千バーツ)
- (2) 保証予約 26,960千円
7. 配当制限
 有価証券の時価評価により、純資産額が9,322千円増加しております。なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されております。
8. 土地の再評価
 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △ 1,204,181千円 |
| 再評価を行った土地の帳簿価額 | 5,130,662千円 |
| 再評価を行った土地の当期末日における価額 | 3,926,481千円 |
- 再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出しております。
9. 偶発事象
 当期において、北米日産自動車(Nissan North America, Inc.)が、平成14年1月から平成17年8月までに北米で販売した車両のうち、一部車種について不具合が発生しました。

この不具合の原因は、当社の子法人等が製造し、当社が納入したゴムホース部品（対象台数概算20万台）であることが判明しており、平成19年3月期以降、得意先から当社グループに対して、補償修理費用等の求償を受ける可能性があります。

なお、現在のところ、計算書類に与える影響は明らかではありません。

利益処分案

摘 要	金 額
当 期 未 処 分 利 益	405,171,491 円
これを次のとおり処分します。	
利益配当金(1株につき3円)	201,605,991
次 期 繰 越 利 益	203,565,500

(注) 利益配当金は、自己株式を除いて計算しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月19日

鬼怒川ゴム工業株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 秋山卓男 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 高品 彰 ㊞

業務執行社員 公認会計士 鈴木 徹 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、鬼怒川ゴム工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第67期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より固定資産の減損会計に係る会計基準を適用している。この変更は、同会計基準が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

追記情報

注記事項に記載されているとおり、当期において、北米日産自動車（Nissan North America, Inc.）が、平成14年1月から平成17年8月までに北米で販売した車両のうち、一部車種について不具合が発生した。

この不具合の原因は、会社の子法人等が製造し、会社が納入したゴムホース部品（対象台数概算20万台）であることが判明しており、平成19年3月期以降、得意先から会社及び子法人等に対して、補修修理費用等の求償を受ける可能性がある。なお現在のところ、計算書類に与える影響は明らかでない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第67期営業年度における取締役の職務執行に関し、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、法令遵守及びリスク管理その他内部統制の状況に重点をおいて監査すべく、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人からその職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧調査等を実施しました。

また、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対して営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

更に、会計監査人からは監査の方法及び実施計画を聴取し、監査に立会い、会計監査人の内部統制システムの評価を含め報告並びに説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査方法のほか、取締役会への付議事項等の検討を行い、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人明和監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月22日

鬼怒川ゴム工業株式会社 監査役会

監査役(常勤)	神 沢	学	Ⓔ
監査役	日野原	利彦	Ⓔ
監査役	田 邊	直 通	Ⓔ
監査役	宮 本	潔	Ⓔ

(注) 監査役 田邊 直通及び監査役 宮本 潔は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

(千円未満切捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,560,943	流動負債	25,203,785
現金及び預金	1,938,957	支払手形及び買掛金	8,202,646
受取手形及び売掛金	13,120,394	短期借入金	9,820,497
棚卸資産	4,478,842	1年内返済の長期借入金	3,421,588
繰延税金資産	197,948	1年内償還の社債	220,000
その他	869,813	未払法人税等	587,650
貸倒引当金	△ 45,012	未払費用	1,593,043
固定資産	29,297,313	その他	1,358,359
有形固定資産	26,851,176	固定負債	13,141,918
建物及び構築物	6,808,494	社債	210,000
機械装置及び運搬具	6,790,866	長期借入金	7,121,127
工具器具及び備品	1,950,080	長期繰延税金負債	517,547
土地	10,663,610	再評価に係る繰延税金負債	2,310,219
建設仮勘定	638,124	退職給付引当金	2,665,047
無形固定資産	696,967	役員退職慰労引当金	232,562
投資その他の資産	1,749,169	連結調整勘定	38,248
投資有価証券	1,003,314	その他	47,166
長期貸付金	46,364	負債合計	38,345,704
繰延税金資産	203,998	(少数株主持分)	
その他	522,861	少数株主持分	1,075,419
貸倒引当金	△ 27,368	(資本の部)	
資産合計	49,858,256	資本金	5,654,585
		資本剰余金	1,634,219
		利益剰余金	1,084,427
		土地再評価差額金	2,378,138
		その他有価証券評価差額金	17,445
		為替換算調整勘定	314,160
		自己株式	17,524
		資本合計	10,437,132
		負債、少数株主持分及び資本合計	49,858,256

連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

(千円未満切捨て)

科 目		金 額
経常部の	営業収益	64,822,946
	売上高	64,822,946
	営業費用	63,434,418
	売上原価 販売費及び一般管理費	55,698,814 7,735,603
	営業利益	1,388,528
損益部の	営業外収益	781,775
	受取利息	12,680
	受取配当金	4,439
	連結調整勘定償却額	258,000
	持分法による投資利益	49,745
	金型補償収入	13,450
	為替差益	244,919
	資産賃貸料	84,827
	その他の営業外収益	113,713
	営業外費用	534,507
	支払利息	412,641
	その他の営業外費用	121,866
	経常利益	1,635,796
特別損益部の	特別利益	348,019
	固定資産売却益	51,883
	投資有価証券売却益	90,206
	関係会社株式売却益	120,841
	貸倒引当金戻入益	12,000
	前期損益修正益	43,350
	その他の特別利益	29,738
	特別損失	1,005,430
	固定資産廃却損	82,445
	固定資産売却損	219,622
構造改革損失	369,705	
その他の特別損失	333,657	
	税金等調整前当期純利益	978,384
	法人税、住民税及び事業税	913,400
	法人税等調整額	△190,961
	少数株主損失	60,859
	当期純利益	316,805

(注) 1株当たり当期純利益 4円71銭

連結計算書類作成のための基本となる事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子法人等の数 16社
 - (2) 主要な連結子法人等の名称
㈱キヌガワ郡山、㈱キヌガワ大分、㈱キヌガワ防振部品、
㈱キヌガワプレーキ部品、佐藤ゴム化学工業㈱、ナリタ合成㈱、
帝都ゴム㈱、TEPRO, INC.、中光橡膠工業股份有限公司
なお、八洲ゴム工業㈱の株式を取得したことにより、同社は連結子法人等
となりました。
また、天津星光橡塑有限公司は、平成17年7月1日付で持分の一部譲渡に
より連結子法人等から持分法適用関連会社へ異動しておりますが、平成17
年1月1日から平成17年6月30日（みなし売却日）までの同社の損益計算
書、剰余金計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。
 - (3) 主要な非連結子法人等の状況
㈱コマテック、㈱栃木テイト
（連結の範囲から除いた理由）
非連結子法人等4社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び
利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため
であります。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 2社
 - (2) 持分法適用の関連会社の名称 ㈱根本精機、天津星光橡塑有限公司
 - (3) 持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社
持分法を適用していない非連結子法人等（㈱コマテック、㈱栃木テイト
等）及び関連会社（オリオンラバー社）は、それぞれ連結純損益及び利益
剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外して
おります。
 - (4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
持分法適用会社は、決算日が異なるため、当該会社の会計年度に係る計算
書類を使用しております。
3. 連結子法人等の決算日等に関する事項
連結子法人等のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子法人等
TEPRO, INC.、中光橡膠工業股份有限公司、福州福光橡塑有限公司、星光
橡膠発展有限公司及びキヌガワタイランド CO., LTD. の5社の決算日は12
月31日ですが、連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用
しております。
また、㈱キヌガワ郡山、㈱キヌガワ大分、㈱キヌガワ防振部品及び㈱キヌ
ガワプレーキ部品の4社の決算日は9月30日ですが、連結計算書類作成に
当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用し
ております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 資産の評価の方法
 - ①有価証券
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部資本直入法により処理し、売
却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ②棚卸資産
 - 製 品……………主として総平均法による低価法、在外連結子
法人等は先入先出法による低価法
 - 仕 掛 品……………主として総平均法による原価法、在外連結子
法人等は先入先出法による低価法
 - 原 材 料……………主として総平均法による原価法、在外連結子
法人等は主として先入先出法による低価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
主として定率法。なお、当社の工具器具及び備品のうち金型、㈱キヌガワ
郡山へ貸与の有形固定資産、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付
属設備を除く）及び在外連結子法人等の資産については定額法によって
おります。耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する
方法と同一の基準によっております。
 - ②無形固定資産
定額法によっております。なお、営業権については商法施行規則に規定す
る最長期間（5年）で均等償却、自社利用のソフトウェアについては社内
における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上の方法

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資評価引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、資産内容等を検討して計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異については、当社においては12年、一部の国内連結子法人等においては15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子法人等は内規に基づく連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、ヘッジ会計の要件を満たしており、さらに想定元本、利息受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金と同一である金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金の支払金利

③ヘッジ方針

金利変動による借入債務の損失可能性を減殺する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

(7) 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

全面時価法によっております。

(8) 連結調整勘定の償却の方法及び期間

連結調整勘定の償却については、投資効果の発現すると見積られる期間で償却しております。

(9) 連結計算書類の作成

商法施行規則第200条の規定に基づき、一部連結財務諸表規則の定めによっております。

(連結計算書類作成のための基本となる事項の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

連結貸借対照表の注記

- (注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額 47,996,528千円
2. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、ゴム製品・樹脂製品製造設備、及び試験研究設備等の一部をリース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産

建物及び構築物	5,246,774千円
機械装置及び運搬具	2,187,211千円
工具器具及び備品	84,302千円
土地	9,784,794千円
現金及び預金	50,000千円
投資有価証券	25,750千円
合計	18,047,189千円

なお、担保に供しておりますが、連結手続上消去されている連結子法人等株式が121,592千円あります。

4. 投資有価証券につきましては、投資評価引当金80,800千円を控除して表示しております。

5. (1) 債務保証 278,002千円

(2) 保証予約 26,960千円

6. 受取手形割引高 316,385千円

7. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 2,344,124千円

再評価を行った土地の帳簿価額 8,300,814千円

再評価を行った土地の当期末日における価額 5,956,690千円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）に定める固定資産税評価額又は鑑定評価額に基づき算出しております。

8. 偶発事象

当連結会計年度において、北米日産自動車（Nissan North America, Inc.）が、平成14年1月から平成17年8月までに北米で販売した車両のうち、一部車種について不具合が発生しました。

この不具合の原因は、当社の子法人等が製造し、当社が納入したゴムホース部品（対象台数概算20万台）であることが判明しており、平成19年3月期以降、得意先から当社グループに対して、補償修理費用等の求償を受ける可能性があります。

なお、現在のところ、連結計算書類に与える影響は明らかではありません。

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月19日

鬼怒川ゴム工業株式会社

取締役会 御中

明 和 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 秋 山 卓 男 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 高 品 彰 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴 木 徹 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、鬼怒川ゴム工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第67期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い鬼怒川ゴム工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお連結計算書類作成のための基本となる事項の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より固定資産の減損会計に係る会計基準を適用している。この変更は、同会計基準が当連結会計年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

追記情報

注記事項に記載されているとおり、当連結会計年度に、北米日産自動車（Nissan North America, Inc.）が、平成14年1月から平成17年8月までに北米で販売した車両のうち、一部車種について不具合が発生した。

この不具合の原因は、会社の子法人等が製造し、会社が納入したゴムホース部品（対象台数概算20万台）であることが判明しており、平成19年3月以降、得意先から会社及び子法人等に対して、補修修理費用等の求償を受ける可能性がある。なお現在のところ、連結計算書類に与える影響は明らかでない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第67期営業年度における連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、使用人及び会計監査人から報告及び説明を受け、また必要に応じて子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査致しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人明和監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月22日

鬼怒川ゴム工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 神 沢 学 ⑩

監査役 日野原 利 彦 ⑩

監査役 田 邊 直 通 ⑩

監査役 宮 本 潔 ⑩

- (注) 監査役 田邊 直通及び監査役 宮本 潔は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

会 社 の 概 要

会 社 名	鬼怒川ゴム工業株式会社
創 立	昭和14年10月 1 日
所 在 地	
本 社	千葉県千葉市稲毛区長沼町330番地 〒263 - 0005 電話 (043) 259 - 3111
千 葉 営 業 所	千葉県千葉市稲毛区長沼町330番地 〒263 - 0005 電話 (043) 259 - 3121
厚 木 営 業 所	神奈川県厚木市愛甲944番 3 MOROHOSHI ビル201〒243 - 0035 電話 (046) 247 - 9741
真 岡 営 業 所	栃木県真岡市松山町 8 番地 1 〒321 - 4346 電話 (0285) 82 - 6241
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市千種区内山三丁目10番17号 今池セントラルビル〒464 - 0075 電話 (052) 732 - 2602
デトロイト事務所	34705 W.12 Mile Rd. Suite385 Farmington Hills, MI 48331 電話 1 - 248 - 553 - 5821
パ リ 事 務 所	132 BD. CAMELINAT, 92240 MALAKOFF, FRANCE 電話 33 - 1 - 42 - 31 - 07 - 20

株 主 メ モ

決 算 期 日	3月31日
配 当 金 受 領 株 主 確 定 日	3月31日 なお、中間配当を実施するときの株主確定日は9月30日。
単 元 株 式 数	1,000株
定 時 株 主 総 会	6月下旬
定時株主総会における 権利行使株主確定日	3月31日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 場 所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
(郵 便 物 送 付 先) (電 話 お 問 合 せ 先)	〒135 8722 東京都江東区佐賀一丁目17番7号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話0120 288 324 (フリーダイヤル)
同 取 次 所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
株 式 取 扱 手 数 料	
名 義 書 換	無 料
新 券 交 付	1枚につき210円(消費税額を含む)
公 告 掲 載 新 聞	東京都において発行する日本経済新聞
貸借対照表及び損益計算書のホームページアドレス	http://www.kinugawa-rubber.co.jp



鬼怒川ゴム工業株式会社

〒263-0005 千葉県千葉市稲毛区長沼町330番地

☎ (043) 259-3111

ホームページアドレス <http://www.kinugawa-rubber.co.jp>